

制定	平成27年	3月30日	中国運輸局公示第88号
改正	平成28年	2月16日	中国運輸局公示第87号
改正	平成28年	4月1日	中国運輸局公示第3号
改正	平成28年	6月1日	中国運輸局公示第10号
改正	平成28年	12月20日	中国運輸局公示第58号
改正	平成29年	11月1日	中国運輸局公示第37号
改正	令和2年	12月25日	中国運輸局公示第62号
改正	令和5年	4月10日	中国運輸局公示第2号

公 示

自動車の回送運行の許可等事務の取扱要領について

中国運輸局における自動車の回送運行の許可等事務の取扱要領について下記のとおり定めたので公示する。

平成27年3月30日

中国運輸局長 河田 守弘

記

第一章 総則

(目的)

第1条 この要領は、中国運輸局における自動車の回送運行の許可等に関する事務の取扱いを定め、適正かつ効率的な実施の確保を図ることを目的とする。

(適用)

第2条 道路運送車両法（以下「法」という。）第36条の2（法第73条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく自動車の回送運行の許

可（以下「許可」という。）、回送運行許可証（以下「許可証」という。）の交付並びに回送運行許可番号標（以下「番号標」という。）の貸与に関する事務及び道路運送車両法施行規則（以下「規則」という。）第26条の5の規定に基づく回送運行許可番号標の後面表示省略に関する事務の取扱いは、法令及び通達に定めるもののほか、この要領に定めるところによる。

第二章 回送運行の許可

（許可申請書の提出）

第3条 許可を受けようとする者は、中国運輸局長（以下「局長」という。）に対し、回送運行許可申請書（第1号様式）（以下「許可申請書」という。）を営業所（営業所が中国運輸局管内に2ヶ所以上あるときは、主たる営業所をいう。）の所在地を管轄する運輸支局長又は自動車検査登録事務局長（以下「支局長等」という。）を経由して提出しなければならない。

2 引き続き許可を受けようとする者にあつては、現に許可を受けている期間の終期日の2ヶ月前までに許可申請書を提出しなければならない。

（許可申請書に添付する書面）

第4条 前条第1項の許可申請書には、次の書面を添付しなければならない。

（1）法人にあつては、商業登記規則第30条第1項第1号に規定する現在事項証明書又は同項第2号に規定する履歴事項証明書、個人にあつては、住民票の写し（個人番号の記載のないもの）で許可申請の日からさかのぼって3ヵ月以内に発行されたもの

（2）法令、通達及びこの要領の定めを遵守して回送運行を行うことの書面

イ 回送運行業務に携わる者（以下「運転者等」という。）に対する法令関係の研修の実施状況（第2号様式）及び計画を記載した書面（第3号様式）

ロ 次の各項目を規定した社内取扱内規（以下「取扱内規」という。）を記載した書面

① 許可証及び番号標（以下「許可証等」という。）の管理責任者（以下「管理責任者」という。）の選任及び職務に関すること。

② 管理責任者の代務者の選任及び職務に関すること（管理責任者の代務者を選任しない場合は不要）。

③ 許可証等の取扱責任者（以下「取扱責任者」という。）の選任及び職務に関すること（営業所が1ヶ所で取扱責任者を選任しない場合は不要）。

④ 取扱責任者の代務者の選任及び職務に関すること（取扱責任者又はその代務者を選任しない場合は不要）。

⑤ 許可証等の保管方法及び使用手続きに関すること。

- ⑥ 運転者等の服務等に関する事。
 - ⑦ 許可証等を滅失した場合等の対処の方法に関する事。
 - ⑧ 運転者等に対する研修に関する事。
 - ⑨ 許可を受けた者の氏名若しくは名称又は住所の変更等に伴う届出に関する事。
 - ⑩ 帳簿等の保存に関する事。
 - ⑪ 取扱内規の実施日等に関する事。
- (3) 許可証等を適切に管理することの書面
管理責任者、取扱責任者及びこれらの代務者（以下「管理責任者等」という。）の配置計画を記載した書面(第4号様式)
- (4) 自動車の製作、販売、陸送又は特定整備を業とすることの書面
- イ 自動車の製作を業とする者
一般社団法人日本自動車工業会、一般社団法人日本自動車車体工業会若しくは一般社団法人日本建設機械工業会の会員であることの書面(第5号様式)又はその他の製作を業とすることの書面
 - ロ 自動車の販売を業とする者
 - ① 新車の販売にあつては、自動車製作者による証明書(第6号様式)又はその他の新車の販売を業とすることの書面
 - ② 中古車の販売を業とする者にあつては、各県の中古自動車販売商工組合若しくは中古自動車販売協会の会員であることの書面(第7号様式)又は県の公安委員会の発行する古物営業許可証の写し
 - ③ 輸入車の販売を業とする者にあつては、日本自動車輸入組合若しくは外国自動車輸入協同組合の会員であることの書面(第7号様式)又はその他の輸入車の販売を業とすることの書面
 - ハ 陸送を業とする者
 - ① 貨物自動車運送事業法、貨物利用運送事業法に基づく事業者(以下「運送事業者」という。)にあつては回送委託契約(1年以上)書の写し又は一般社団法人日本陸送協会の会員であることの書面(第8号様式)及び回送業務に係る許可書等の写し
 - ② 港湾運送事業法に基づく事業を行う者で陸送を業とする者(以下「港湾荷役事業者」という。)にあつては、回送委託契約(1年以上)書の写し又は一般社団法人日本陸送協会の会員であることの書面(第8号様式)及び回送業務に係る免許状等の写し
 - ③ ①及び②以外の陸送を業とする者にあつては回送委託契約(1年以上)書の写し又は一般社団法人日本陸送協会の会員であることの書面(第8号様式)若しくはその他の陸送を業とすることの書面
 - ニ 特定整備を業とする者
特定整備を業とする者にあつては、各県の自動車整備振興会の会員であ

ることの書面（第9号様式）又は法第78条第1項に規定する自動車特定整備事業の認証を受けたことを証する書面の写し若しくは法第94条の2第1項の指定自動車整備事業の指定を受けたことを証する書面の写し

(5) 自動車の製作、陸送、販売又は特定整備の実績等を証する書面

イ 許可申請を行った日の直前3ヵ月間の自動車の製作、販売又は陸送の実績（製作又は陸送を業とする者であって新たな申請で実績のない場合は向こう3ヵ月間の計画数）を記載した書面（第10号様式）。

ロ 陸送を業とする者にあつては、イの書面のほか、回送業務に従事する運転者の氏名等を記載した書面（第11号様式）、回送委託者一覧表（第12号様式）

ハ 特定整備を業とする者にあつては、回送運行の許可申請を行った日の直前1年間の法第35条の臨時運行許可に基づく運行実績を証する書面（第13号様式）（以下「運行実績を証する書面」という。）

ただし、前号の各都道府県の自動車整備振興会の会員であることにより実績等が証明されている者にあつては運行実績を証する書面（第13号様式）の添付を要しない。

(6) その他局長が認める書面

(承継等)

第5条 法人の合併、分割（回送運行許可事業者が回送運行許可を取得していない法人に合併、分割された場合に限る。）又は相続により許可に係る業を承継し、引き続き回送運行を行おうとする者は、遅滞なく第35条に準じて届出を行うとともに第3条第1項の許可申請の手続きを取らなければならない。この場合、前条の書面のほか、法人の合併にあつては合併の事実を証する登記事項証明書、分割にあつては分割契約書又は分割計画書、相続にあつては戸籍謄本又は戸籍の全部事項証明書等を添付しなければならない。

2 前項の許可申請を行った場合においては、当該許可申請について許可又は許可をしない旨の通知を受ける日までは、許可を受けているものとみなす。

(許 可)

第6条 支局長等は、第3条第1項及び前条第1項に係る許可申請書の提出があつたときは、次に掲げる事項に適合しているかについて審査を行い、適合する場合には、「中国運輸局運輸支局長等権限委任及び専決規則」（平成13年1月6日付け中国運輸局達第3号）に基づき局長名をもって許可するものとする。ただし、重要又は異例と認められる事案については、意見書（第14号様式）を付して15日以内に局長に進達するものとする。

(1) 法令、通達及びこの要領の定めを遵守して回送自動車を運行の用に供すると認められること。

- (2) 許可証等を適切に管理すると認められること。
 - (3) 自動車の製作、陸送、販売又は特定整備を業とする者であること。
 - (4) 自動車の陸送を業とする者にあつては、次に掲げる事項に該当する者であること。
 - イ 陸送を業とする者が自ら当該自動車の運行管理について責任を負う者であること。
 - ロ 運転者が日々雇い入れられる者でないこと。
 - (5) 特定整備を業とする者にあつては、許可申請を行った日の直前の連続した2年間及び申請を行った日から許可を受けるまでの間に自動車特定整備事業に関して「自動車整備事業者に対する行政処分等の基準について（平成18年3月2日付け国自整第126号）」に基づく行政処分を受けていないこと。
 - (6) 次項の許可基準に適合していること。
 - (7) その他必要と認められる事項
- 2 許可の基準は、回送を行おうとする一営業所当たり次の各号に定めるところによる。
- (1) 自動車の製作を業とする者
月間平均製作台数が5台以上であること。
 - (2) 自動車の陸送を業とする者
回送業務に従事する運転者を常時5名以上雇用している者であること。
 - (3) 自動車の販売を業とする者
 - イ 新車の場合
自動車の販売実績が月間平均5台以上であること。
 - ロ 中古車の場合
自動車の販売実績が月間平均10台以上であること。
 - (4) 特定整備を業とする者
許可申請を行った日の直前1年間の法第35条の臨時運行許可に基づく運行実績（臨時運行の目的が法第59条の新規検査、第62条の継続検査、第67条の構造等変更検査又は第71条の予備検査（以下「車検」という。）のために自ら特定整備しようとする自動車（有効な自動車検査証の交付を受けていないものに限る。）の引取りのための回送、車検のために自ら特定整備した自動車の引渡しのための回送及び自ら特定整備した自動車の車検のため、運輸支局等又は軽自動車検査協会等の機関（以下「車検場」という。）までの回送であるものに限る。）が7台以上であること。（2回目以降の許可の場合は許可申請を行った日の直前1年間の回送運行の許可に基づく回送運行実績が7台以上あること。）

ただし、離島等のへき地であることその他やむを得ない事情があると認められるときは、実情に応じて判断することとする。

3 許可の有効期間は5年以内とし、終期日は、2月15日とする。

4 許可の番号は、次表の区分による。

支局等	許可番号（中国技管許第○号）
広島	10001～19999
福山	20001～29999
鳥取	30001～39999
島根	40001～49999
岡山	50001～59999
山口	60001～69999

5 許可の条件を以下のとおり付すものとする。

(1) 法及び法に基づく命令の規定を遵守して回送自動車を運行の用に供すること。

(2) 回送運行許可証及び回送運行許可番号標について、取扱内規を遵守し、管理責任者を選任し適切に管理すること。なお、許可の有効期間内に作成した管理簿等を許可の有効期間の満了（許可の取消しを受けた場合は取消しの日、廃止届出を行った場合は、届出日）後6ヶ月間保管し、支局長等の求めに応じて提示できるようにすること。

(3) 許可を受けた業（許可証に追加記載された回送目的に係る業を含む。）について、許可基準を満たすことを証する書面を許可の有効期間の満了（許可の取消しを受けた場合は取消しの日、廃止届出を行った場合は、届出日）後6ヶ月間保管し、支局長等の求めに応じて提示できるようにすること。

(4) 許可を受けた者の氏名又は名称及び住所を変更した場合、営業所の名称及び所在地を変更した場合、事業を廃止した場合、営業所を新設又は廃止した場合、取扱内規を変更した場合又は管理責任者を変更した場合は、遅滞なく、その旨を記載した書面を提出すること。

(5) 回送運行に関する業務について、局長が定めた様式により、前年度末の状況を毎年5月31日までに営業所を管轄する運輸支局等へ報告を行うこと。

(6) 許可の有効期間が満了したとき又は許可を取り消されたときは、現に交付を受けている回送運行許可証及び現に貸与を受けている回送運行許可番号標（以下この号において「交付を受けている回送運行許可証等」という。）の全部を、交付を受けている回送運行許可証等の返納命令を受けたときは、命令に応じ交付を受けている回送運行許可証等の全部又は一部を、その日

から5日以内にそれぞれ支局長等に返納すること。

上記のほかに条件を付す場合は、許可を受けた者が行う自動車の回送が適切に行われるために必要とする最小限度のものに限り、かつ、当該許可を受けたものに不当な義務を課することとならないものとする。

(許可しない場合)

第7条 前条第1項において許可申請書を審査した結果、同項の各号に適合していない場合は許可しない。

2 前項により許可申請を却下したときは、局長名をもって理由を付して却下通知をする。

(許可書の交付等)

第8条 支局長等は第6条の規定により局長名をもって許可をしたときは、許可書(第15号様式)を申請者に交付するとともに、許可台帳(第16号様式)を作成して局長に報告し、併せて許可にかかる従たる営業所を管轄する支局長等にも通知を行う。なお、別に指示する方法で所定の事項を電子的に記録することにより、許可台帳の作成に代えることができるものとする。

2 支局長等は許可書を交付するときは、許可を受けた者に対し、回送運行が適正に行われるよう指導する。

3 許可書に第6条第5項に規定する所要の条件を記載することとする。

第三章 回送運行許可業者の管理体制

(社内取扱内規の作成)

第9条 許可を受けた者は、回送運行の適正な実施の確保を図るため、第4条第2号口の各項目を規定した取扱内規を作成し各営業所へ備え付け、法令等の規定を遵守して適切に行われるようにしなければならない。また、状況の変化等により業務の実態に適合しなくなったときは、すみやかに改正しなければならない。

(管理責任者等の選任)

第10条 許可を受けた者は、許可証等の管理を行うほか、回送運行を行う自動車が保安基準に適合していることの確認体制の構築並びに運転者等に対する教育、指導及び監督に関する事項を処理させるために管理責任者を選任しなければならない。また、管理責任者は次項に規定する取扱責任者を統括するものとする。

2 許可を受けた者は、主たる営業所以外の営業所に許可証等を配置したとき

は、当該営業所の許可証等の管理、回送運行を行う自動車が保安基準に適合していることの確認体制の構築並びに運転者等に対する教育、指導及び監督に関する事項を行わせるために営業所ごとに取扱責任者を選任しなければならない。

- 3 許可を受けた者は、管理責任者及び取扱責任者が不在等の場合にその職務を代行させるため代務者を選任することができる。
- 4 許可を受けた者は、第1項から第3項に規定された管理責任者等を選任し、又は変更したときは、管理責任者等名簿（第18号様式）に所定の事項を記録しなければならない。

（確認者等の選任）

- 第11条 許可を受けた者は、回送運行を行う自動車保安基準に適合していることの確認並びに運転者に対する教育、指導及び監督に関する事項を処理させるため、営業所ごとに確認者を選任することができる。
- 2 確認者を選任した場合は、確認者が不在等の場合において処理しなければならない業務を処理させるため、確認者の代務者を選任することができる。
 - 3 確認者及び確認者の代務者を選任し、又は変更したときは、管理責任者等名簿（第18号様式）に所定の事項を記録しなければならない。

（運転者台帳）

- 第12条 許可を受けた陸送を業とする者は、営業所ごとに回送業務従事運転者台帳（第19号様式）（以下「運転者台帳」という。）を備え付け、これに所定の事項を記録しなければならない。

（研 修）

- 第13条 許可を受けた者は、法令等を遵守して回送運行を行うため、運転者等に対して、少なくとも年1回以上法令等の研修、その他必要な事項を実施しなければならない。
- 2 前項の研修、その他必要な事項を実施したときは、研修等実施記録簿（第20号様式）を設け、これに実施日、研修内容、研修を受けた者を記録しなければならない。

第四章 許可証の交付及び番号標の貸与

（許可証の交付等の申請）

- 第14条 許可を受けた者は、許可証の交付及び番号標の貸与（以下「許可証の交付等」という。）を受けようとするときは、営業所を管轄する支局長等に対し、許可証の交付等申請書（第21号様式）（以下「交付等申請書」という。）

を提出しなければならない。なお、営業所の新設にかかる許可証の交付等申請においては、第6条第2項の規定を準用する。

2 前項の申請書には、許可証の交付及び番号標の貸与表（第22号様式）及び実績等計画書（第23号様式）（許可証の交付枚数が1枚である場合は不要。）、特定整備を業とする者については、営業所毎に許可証の交付及び番号標の貸与表（第22号様式）及び各県の自動車整備振興会の会員であることの書面（第9号様式）又は運行実績を証する書面（第14号様式）のほかその他支局長等が必要と認める書面を添付しなければならない。

3 第1項の申請書に記載する回送の目的欄へは、申請者が行おうとしている回送運行の目的により、次に掲げるものを記載するものとする。

(1) 製作を業とする者については、自己の製作にかかる自動車の回送であって次に掲げる事項

イ 当社の製作工場とテストコースとの間の回送

ロ 当社の製作工場と車体架装工場との間の回送

ハ 当社の製作工場から自動車置場までの回送

(2) 陸送を業とする者については、他人から委託を受けて行う回送であって次に掲げる事項

自らが回送を委託された自動車の委託者の指示する場所間の回送

(3) 販売を業とする者については、自己の販売しようとする自動車の展示又は整備若しくは改造のための回送、販売した自動車の納車のための回送、自己の仕入れた自動車の引取りのための回送、自己の自動車の販売又は仕入れに伴って必要となる車検、登録又は封印のための整備工場又は運輸支局等の機関までの回送並びに自己の販売に伴い発生した下取車のリサイクルのための回送であって次に掲げる事項

イ 自己の自動車の仕入先から営業所までの回送及び自己の販売した自動車を納品するための回送

ロ 自己の自動車の自動車置場、車体架装場、改造作業工場及び整備工場と営業所との間の回送

ハ 自己の自動車の展示又は顧客への提示のための営業所と展示場所又は顧客所在地との間の回送

ニ 自己の自動車の仕入れ又は販売に伴って必要となる車検、登録又は封印のための回送

ホ 自己の自動車の販売に伴って発生した下取車の適正な処理のための回送

(4) 特定整備を業とする者

イ 車検のために自ら特定整備しようとする自動車の引き取りのための回送

ロ 車検のために自ら特定整備した自動車の引き渡しのための回送

ハ 自ら特定整備した自動車の車検のため車検場までの回送

4 許可を受けた者について、回送運行許可証に記載された回送の目的を追加しようとする場合、支局長等にその旨を記載した申請書（第17号様式）を営業所毎に提出させるものとする（製作、陸送及び販売を業とする者に係る回送の目的に特定整備を業とする者に係る回送の目的を追加する場合又は特定整備を業とする者に係る回送の目的に製作、陸送及び販売を業とする者に係る回送の目的を追加する場合に限る。）。

支局長等は上記申請があった場合、第6条第1項各号に適合しているか審査し、適合すると認める場合は、追加しようとする回送の目的を許可証に記載するものとする。

5 前項後段の場合において、支局長等は、追加しようとする目的により第6条第5項に規定する許可の条件に変更が生じる場合は、第8条第1項の規定（許可台帳作成に係るものを除く。）を準用し、局長名をもって作成した条件変更がある旨の許可書（第15号様式の2）を申請者に交付するものとする。

6 第4項の申請書には、第4条第4号及び第5号に掲げる書面を添付しなければならない。

（保険証の提示）

第15条 前条第1項の申請をするときは、自動車損害賠償責任保険証明書（以下「保険証」という。）を提示しなければならない。

2 前項の保険証の保険期間は、許可の有効期間に相当する期間を充足するものでなければならない。

3 保険証の提示は、保険契約が締結してある旨の保険会社の証明書を添付して提出することにより、これに代えることができる。

（許可証の交付等）

第16条 支局長等は交付等申請書の提出があったときは、次に掲げる事項について審査し、これに適合しているものについて許可証の交付等を行う。

(1) 回送の目的が許可の範囲内であること。

(2) 許可証の交付等の枚（組）数が次項の基準に適合していること。

(3) 前条の保険証等の書面の提示又は提出がなされていること。

(4) 手数料が納付されていること。

(5) 特定整備を業とする者にあつては、許可申請を行った日の直前の連続した2年間及び申請を行った日から許可を受けるまでの間に自動車特定整備事業に関して「自動車分解整備事業者に対する行政処分等の基準について（平成18年3月2日付け国自整第126号）」に基づく行政処分を受けていないこと。

(6) その他必要と認められること。

2 許可証の交付等の枚（組）数は、別表1による。ただし、離島等のへき地であることその他やむを得ない事情があると認められるときは、実情に応じて判断することとする。

（許可証の記載事項）

第17条 許可証には、次に掲げる事項を記載する。

- (1) 許可の有効期間
- (2) 回送の目的
- (3) 当該許可証に係る番号標の番号
- (4) 交付を受ける者の氏名又は名称及び住所
- (5) 営業所の名称及び所在地
- (6) 交付番号及び交付年月日
- (7) 検査対象軽自動車及び小型二輪車については、備考欄「軽自動車又は二輪車に限る」と記載する。
- (8) 回送の目的が複数の場合（特定整備と製作、販売又は陸送との組合せ）であって、特定整備に係る回送目的の期限が許可の条件として付された場合の当該期限、その他局長が必要と認める事項

（許可証の交付等をしない場合）

第18条 交付等申請書を審査した結果、第16条同項各号に適合しない場合は許可証の交付等をしない。

（許可証に記載する許可の有効期間）

第19条 許可証に記載する許可の有効期間の終期日は、第8条において交付した許可書の有効期間の終期日とする。

（許可証等の返納）

第20条 許可を受けた者は、次の各号の一に該当することとなったときは、その日から5日以内に交付を受けている許可証等を支局長等に返納しなければならない。

- (1) 許可の有効期間が満了したとき。ただし、引き続き許可証の交付等を受けた場合にあつては、番号標は返納されたものとみなす。
 - (2) 法第36条の2第8項に基づき許可証等の全部若しくは一部の返納を命じられたとき又は許可を取り消されたとき。
- 2 前項の規定にかかわらず次の各号の一に該当するときは、第35条の届出書に添えてすみやかに許可証等を返納するものとする。
- (1) 業又は営業所を廃止したとき。
 - (2) 特定整備を業とする者にあつては、法第93条の認証の取り消しを受け

たとき。

(3) その他返納事由が生じたとき。

(許可証等の保管)

第21条 許可証の交付等を受けた者は、無断使用、毀損、紛失及び盗難等がないように厳重に保管しなければならない。

2 許可を受けた者は、番号標台帳(第24号様式)を設け、貸与を受けた番号標に係る所定の事項を記録しなければならない。

(保安基準の確認)

第22条 許可を受けた者は、回送自動車保安基準に適合していなければ運行の用に供してはならない。

2 前項の保安基準の適合の確認は、使用者(運転者)又は第11条の確認者が行わなければならない。

(許可証等の使用)

第23条 管理責任者等は、回送自動車を運行しようとする者に許可証等を使用させるときは、次に掲げる各事項に該当することを確認しなければならない。

(1) 前条第二項の確認が行われていること。

(2) 使用者が自己の営業所の者であること。なおかつ、陸送を業とする者にあつては、第12条の運転者台帳に記載されているものであること。

(3) 回送の目的が許可証に記載されているものであること。

(4) 使用の期間が適正であること。

(許可証等管理簿)

第24条 管理責任者等は、許可証等管理簿(第25号様式)(以下「管理簿」という。)を設け、許可証等を使用させるとき及び返納があつたときは、これに記録しなければならない。また、第32条の届出に基づく回送運行を行った際には、その旨記録しなければならない。

2 前項の管理簿は、管理責任者等の管理のもとで、パソコン等を使用して作成したファイルを含むものとし、直ちに書面に表示することができるよう保存しておかなければならない。

(運転者等の遵守事項)

第25条 回送自動車を運行しようとする者は、次に掲げる事項を遵守して許可証等を使用しなければならない。

(1) 番号標は、自動車の前面及び後面(2輪車、3輪車及び前面の番号標を

省略できる大型特殊自動車にあつては後面。なお、第30条の規定に基づく後面表示省略を行う車両の場合は第32条によるものとする。)であつて、当該回送運行許可番号標に記載された番号の識別に支障が生じないものとして告示で定める位置、方法により表示をしていること。

- (2) 許可証は、回送自動車の前面の見やすい位置に表示すること。ただし、前面ガラスの無いものにあつては、適宜の方法により前面に表示すること。
- (3) 保険証を備え付けること。
- (4) 回送自動車から離れるときは、許可証等の盗難、紛失がないよう留意すること。
- (5) 回送自動車の運行を終了したときは、すみやかに許可証等を管理責任者等に返納すること。

(紛失等・き損の届出)

第26条 許可証等を紛失、盗難(以下「紛失等」という。)又は毀損した者は、管理責任者等に報告するとともに、紛失等の場合は、警察署長に届け出なければならない。

- 2 許可を受けた者は、紛失等若しくはき損の事由があつたときは、許可証等の紛失等届(第26号様式)・き損届(第26号様式の2)を、すみやかに支局長等に提出しなければならない。その際、届け出にかかる許可証等が存するときは届出書に添付しなければならない。
- 3 支局長等は、第2項の届出のうち番号標については、番号標の紛失等があつた日から1ヶ月を経過してもなお番号標が発見されないときは、当該番号標について無効とした旨を公示するものとし、その公示期間は1ヶ月間とする。
- 4 許可を受けた者は、紛失等した許可証等を発見したときは、すみやかに支局長等に返納しなければならない。
- 5 許可を受けた者は、番号標を紛失等又はき損したときは、現物をもって弁償しなければならない。

(許可証の再交付等)

第27条 許可証にかかる前条第2項の届出をしたときは、許可を受けた者は、再交付願い(第27号様式)を提出することができる。

- 2 番号標にかかる前条第2項の届出をしたときは、番号標の貸与申請書(第21号様式の2)を提出することができる。
- 3 番号標のき損で経年劣化等により許可を受けた者の重大な過失がない場合にあつては、許可を受けた者は、番号標の再貸与願い(第27号様式の2)を提出することができる。
- 4 第15条から第19条の規定は、第1項から第3項の申請について準用す

る。ただし、第16条第1項第4号は適用しない。なお、許可証に「再交付」の旨を付記する。

第五章 回送運行許可番号標の後面表示省略

(回送運行許可番号標の後面表示省略に必要な要件)

第28条 回送運行許可番号標の後面表示省略を認める要件は以下のとおりとする。

- (1) 同一経路において、自動車の回送運行を反復・継続して行うこと。
- (2) 工場、メーカー保管ヤード、船積み港、船揚げ港、積載車荷扱い場、販売会社保管ヤード、納整センター、架装工場保管ヤード、架装工場の2施設間において、回送運行を行う者が事前に特定した経路を運行するものであること。

(施設の定義)

第29条 前条(2)における施設に係る定義はそれぞれ以下のとおりとする。

- (1) 工場：自動車製作者が自動車を生産する場所
- (2) メーカー保管ヤード：工場で完成した自動車のうち販売会社に輸送する前の自動車をメーカーで保管しておく場所
- (3) 船積み港：他の港に海運するために自動車を船に積み込む場所
- (4) 船揚げ港：他の港から海運された自動車を船から降ろす場所
- (5) 積載車荷扱い場：積載車が自動車の積み降ろしをする場所
- (6) 販売会社保管ヤード：流通の中間工程として販売会社が自動車を一時的に集約して留めおくことを主たる目的とした場所。
- (7) 納整センター：納車整備やオプション品の取付けを行う場所
- (8) 架装工場保管ヤード：自動車を架装工場保管しておく場所
- (9) 架装工場：自動車に荷台等の架装物を取り付ける場所

(回送運行許可番号標の後面表示省略の届出)

第30条 規則第26条の5の規定に基づき表示する回送運行許可番号標について、後面表示省略を行う場合は、前条に記載の施設のうち回送運行を行う2施設間を結ぶ経路を特定の上、営業所の名称、住所並びに起終点となる2施設それぞれの名称、住所、種別(第28条(2)に規定する施設の種類。以下同じ。)及び2施設間の回送運行取扱い実績(過去1年間の取扱い台数)又は2施設間の回送運行取扱い見込み(向こう3ヶ月間の取扱い見込み台数)を記載した後面表示省略届出書(第34号様式)を主たる営業所の所在地を管轄する運輸支局等へ提出すること。なお、回送運行許可の有効期間

が満了したとき又は許可を取り消されたときは、第34条の届出があったものと見なす。

(後面表示省略届出書に添付する書類)

第31条 前条の届出書には、回送運行許可番号標の後面表示省略を行う2施設間を運行する経路を明示した地図及び種別が判別可能な資料を添付するものとする。

(回送運行許可番号標の後面表示省略を行う際の代替措置)

第32条 規則第26条の5に基づく運輸監理部長又は運輸支局長が認める場合とは以下のとおりとする。

(1) 回送経路が公道横断のみの場合

- ・回送自動車は隊列を組んで走行し、隊列の最後尾に運転者を運送する足車(法第4条の登録を受けた自動車)が随走し、足車の後面に、前方に後面の回送運行許可番号標がない自動車が走行している旨等、周辺に走行環境を知らせる表示をする
- ・回送自動車の隊列が崩れないための措置を確実に実行する(横断時、公道の一般車両を一時止める等)

(2) 回送経路が公道横断以外(公道を走行する)の場合

- ・回送自動車の後面に「回送運行を行う者を特定するための表示」を取り付ける

(回送運行を行う者を特定するための表示)

第33条 前条(2)の「回送運行を行う者を特定するための表示」は、許可を受けた者の氏名又は名称を縦10cm横20cm内に表示をさせる。表示に使用する器材の材質や表示位置、表示方法については、回送運行を行う者の任意とするが、回送自動車の後方から表示内容の識別が可能となるように表示すること。

(回送運行許可番号標の後面表示省略をやめる際の廃止届出)

第34条 回送運行許可番号標の後面表示省略をやめる場合は、回送運行許可番号標の後面表示を省略して回送自動車の運行を行っている起終点となる2施設それぞれの名称、住所及び種別を記載した後面表示省略廃止届出書(第35号様式)を主たる営業所の所在地を管轄する運輸支局等へ提出すること。

第六章 届出その他

(届出)

第35条 許可を受けた者は、次の各号の一に該当するときは、遅滞なく届出書（第28号様式）を、主たる営業所を管轄する支局長等を経由して局長に提出しなければならない。なお、第2号の事由による届出のうち主たる営業所の所在地を他の支局長等の管轄に移したものについては、従前の主たる営業所を管轄する支局長等を経由して局長に提出するものとする。この場合、届出を受理した支局長等は、届出書及び回送運行許可台帳（第29号様式）（以下「許可台帳」という。）の写しを変更後の支局長等に送付する。

- (1) 許可を受けた者の氏名若しくは名称又は住所に変更があったとき
- (2) 営業所の名称又は所在地を変更したとき
- (3) 管理責任者を変更したとき
- (4) 取扱内規を変更したとき
- (5) 業を廃止したとき
- (6) 営業所を新設又は廃止したとき
- (7) 法人を合併したとき
- (8) 特定整備を業とする者にあつては、法第93条の認証の取消しを受けたとき

2 前項の届出のうち、次の届出にあつてはその事実を証する書面を添付しなければならない。

- (1) 前項第1号にあつては、商業登記規則第30条第1項第1号に規定する現在事項証明書又は同項第2号に規定する履歴事項証明書（個人にあつては、住民票の写し（個人番号の記載のないもの））
- (2) 前項第4号にあつては、変更後の取扱内規
- (3) 前項第5号にあつて、その理由が法人の合併、分割を事由とする場合には商業登記規則第30条第1項第1号に規定する現在事項証明書又は同項第2号に規定する履歴事項証明書、許可を受けた個人の死亡を事由とする場合には戸籍謄本または戸籍の全部事項証明
- (4) 前項第2号、第6号にあつて、その変更が法人を合併した事由による場合には、商業登記規則第30条第1項第1号に規定する現在事項証明書又は同項第2号に規定する履歴事項証明書
- (5) 前項第7号にあつては、商業登記規則第30条第1項第1号に規定する現在事項証明書又は同項第2号に規定する履歴事項証明書

3 第1項の届出については、第8条柱書き前段の規定を準用し、支局長等の受理により局長へ提出されたものとみなす。また、届出された事項については、第37条の規定を準用する。

（帳簿等の保存期間）

第36条 許可を受けた者は、この要領により設けた帳簿等は、当該許可の有効期間の満了（許可の取消しを受けた場合は取消しの日、廃止届出を行った場合

は、届出日) 後、6ヶ月間保存しなければならない。

- 2 引き続き許可を受けた者にあつては、番号標台帳及び最新の取扱内規は、事業を廃止するまで継続して使用しなければならない。

(台帳等)

第37条 支局長等は、回送運行許可事業者台帳(第29号様式)、番号標保有台帳(第30号様式)及び許可証交付申請書受付簿・許可証交付簿(第31号様式)を設け、所定の事項を記録する。なお、所定の事項を電子的に記録する場合はこの限りではない。

(指導、監督)

第38条 支局長等は、管内の営業所について、3年に1回以上、回送運行の使用状況についての調査を実施し、必要に応じて許可を受けた者を指導する。また、併せて番号標を検認(第32号様式)し、使用に適さないものがあれば交換する。

- 2 前項の調査は、交付等申請時に、第14条第2項に規定する、その他支局長等が必要と認める書面として提示を求めて、行うことができる。

(行政処分等)

第39条 法第36条の2第8項及び第9項による処分については、「回送運行許可を受けた者に対する行政処分等基準について(平成25年2月1日付け中国運輸局公示第70号)」に定めるところによる。

(報告)

第40条 許可を受けた事業者は、回送運行に関する業務について、回送運行許可実績等報告書(第23号様式の2)により営業所の事業の種類ごとに営業所を管轄する運輸支局長等に前年度末の状況を毎年5月31日までに報告を行わなければならない。

- 2 支局長等は、毎年3月末における番号標の貸与及び保有の状況を翌月15日までに書面(第33号様式)により局長に報告する。

附 則 (平成27年3月30日中国運輸局公示第88号)

- 1 この要領は、平成27年3月30日から実施する。
- 2 中国運輸局回送運行許可取扱要領(平成17年5月24日付け中国運輸局達第4号)は、廃止する。

附 則（平成28年2月16日中国運輸局公示第87号）

- 1 この要領は、平成28年2月16日から実施する。

附 則（平成28年4月1日中国運輸局公示第3号）

この要領は、平成28年4月1日から実施する。ただし、平成28年3月31日以前に許可を受けた事業者に対しては第32条第1項の規定は適用しない。

附 則（平成28年6月1日中国運輸局公示第10号）

（適用時期）

- 1 この要領は、平成28年6月1日から実施する。
（試行期間における分解整備事業の特例）
- 2 分解整備を業とする者であって、平成28年6月1日から平成29年11月30日まで（以下「試行期間」という。）に許可を受けようとするものについては、第4条第5号ハの規定並びに第6条第3項第4号の許可基準及び別表1の貸与基準のうち、車検のために自ら分解整備した自動車の台数に係る基準は適用しない。許可を受けた者が試行期間に第13条第4項の規定による回送の目的（第13条第3項第4号に規定する目的に限る。）を追加しようとする場合も、同様とする。
- 3 前項前段の規定により受ける許可に係る有効期間の終期日は、最長で試行期間末日（平成29年11月30日）とし、同項後段の規定により目的を追加する場合は、追加される目的の期限を同試行期間末日とする条件を付すこととする。
- 4 前項後段の規定により追加される目的の期限を許可の条件として付す場合には、第16条第8号の事項として、当該期限を許可証の記載事項として付記することとする。ただし、当該期限が当該許可の有効期間の終期日以降である場合はこの限りでない。

附 則（平成28年12月20日中国運輸局公示第58号）

この要領は、平成29年1月1日から実施する。

附 則（平成29年11月1日中国運輸局公示第37号）

- 1 この要領は、平成29年11月1日（以下「実施日」という。）から実施する。
- 2 分解整備を業とする者であって、平成28年6月1日から実施日までの間に許可を受けた者が平成29年11月30日までの間に引き続き許可を受けようとする場合については、第3条第2項の規定を適用せず、第4条第1号、第2号及び第3号並びに第4号二又は第5号ハの書面を省略することが出来る。

- 3 製作、陸送及び販売を業とする者であつて、平成28年6月1日から実施日までの間に第13条第4項の規定による回送の目的（第13条第3項4号に規定する目的に限る。）を追加した者が平成29年11月30日までの間に引き続き第13条第4項の規定による回送の目的（第13条第3項4号に規定する目的に限る。）の追加を受けようとする場合については、第13条第6項の第9号様式又は第13号様式の添付を省略することが出来る。
- 4 附則第2項の規定により第4条第4号二又は第5号ハの書面を省略して許可を受けた者が、第13条第1項の規定による許可証の交付等を受けようとする場合については、同条第2項の第23号様式の添付を省略することが出来る。

附 則（令和2年12月25日中国運輸局公示第62号）

この要領は、令和3年1月1日から実施する。

附 則（令和5年4月10日中国運輸局公示第3号）

- 1 この要領は、令和5年4月10日から実施する。
- 2 この要領の実施日前に行った分解整備を業とする者の許可又は回送の目的の追加は、この要領に基づいて行った特定整備を業とする者の許可又は回送の目的の追加とみなす。その許可又は回送の目的の追加の申請についても、同様とする。

別表1（第15条第2項関係） 許可証の交付等の限度枚（組）数

事業の種類	許可証の交付等の限度枚（組）数
自動車の製作を業とする者	1ヶ月の平均製作台数が 5両まで 3枚（組）以内 5両を超え300両まで 10両を増すごとに 1枚（組）加算 300両を超え500両まで 20両を増すごとに 1枚（組）加算 500両を超えるもの 30両を増すごとに 1枚（組）加算
自動車の販売を業とする者	1ヶ月の平均販売台数が 10両まで 3枚（組）以内 10両を超え40両まで 5両を増すごとに 1枚（組）加算 40両を超え100両まで 15両を増すごとに 1枚（組）加算 100両を超えるもの 20両を増すごとに 1枚（組）加算
自動車の陸送を業とする者	常時雇用している回送業務に従事する運転者数が5人の場合は4枚（組）以内、6人以上の場合は運転者数の90％に相当する枚（組）数（端数四捨五入）の範囲内
自動車の特定整備を業とする者	交付（貸与）申請を行った日の直前1年間の法第35条の臨時運行許可に基づく運行実績が7台以上（2回目以降の許可の場合は交付（許可）申請を行った日の直前1年間の回送運行の許可に基づく回送運行実績が7台以上）である場合 1枚（組）

備考：製作台数又は販売台数は、回送実績回数とすることができる。